

2018(平成30)年10月26日

地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

平成30年7月豪雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納期限等の指定について

平成30年7月豪雨に伴う、厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納期限の延長については、「平成30年7月豪雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」(2018(平成30)年7月19日付年企発0719第3号厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)により示したところである。

今般、「岡山県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」(平成30年厚生労働省告示第369号)(別添参照)により、平成30年7月豪雨による被害を受けた岡山県倉敷市真備町に所在する事業所等の厚生年金保険の保険料等の延長後の納期限等が下記のとおり定められたので、貴管下の基金の指導に特段の御配慮を賜りたい。

なお、岡山県倉敷市真備町以外の地域に係る納期限等の指定については、「平成30年7月豪雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納期限等の指定について」(2018(平成30)年10月17日付事務連絡)ですでに連絡しているところである。

記

1. 延長後の納期限

平成30年12月25日

2. 延長後の納期限が定められた対象地域

岡山県倉敷市真備町

3. 対象となる保険料等

平成30年7月5日から平成30年12月24日までに納期限が到来する保険料等
(平成30年6月分～平成30年10月分までの保険料等)

(参考)

(別添)

1. 平成 30 年 10 月 26 日 金曜日 官 報

第 7376 号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
日刊(行政機関の休日休刊)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

○岡山県の一部の地域における社会保
険料及び労働保険料等に関する納期
限等を指定する件(厚生労働三六九)

○

▽

○

○厚生労働省告示第三百六十九号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八
十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
第百三十七条、厚生年金保険法(昭和二十九年法
律第百十五号)第八十九条(厚生年金保険の保険
給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平
成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例

法一という。第二條第八項又は子ども・子育て支
 援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一條
 第一項の規定によりその例によることとされる場
 合を含む）、障害者の雇用の促進等に関する法律
 （昭和三十五年法律第二百二十三号）第六十二條及
 び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和
 四十四年法律第八十四号）以下（徴収法という。）、
 第三十條（失業保険法及び労働者災害補償保険法
 の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴
 収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等
 に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）以
 下「整備法」という。）、第十九條第三項又は石綿に
 よる健康被害の救済に関する法律（平成十八年法
 律第四号）以下「石綿健康被害救済法」という。）、
 第三十八條第一項の規定により準用される場合を
 含む）の規定によりその例によることとされる国
 税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一
 條及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百
 三十五号）第三條第一項の規定に基づき、岡山県、
 広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における
 社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を
 延長する件（平成三十年厚生労働省告示第二〇七
 十四号）において別途厚生労働省告示で定めるこ
 ととされている期日であつて、健康保険法、船員
 保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性
 及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一
 部を改正する法律（平成二十五年法律第六十二号）
 以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）、
 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有
 するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法
 第一條の規定による改正前の厚生年金保険法を含
 む）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等
 改正法附則第四百一十一條第一項及び第二項の規
 定によりなおその効力を有するものとされた平成二
 十五年厚生年金等改正法附則第四百十條の規定に
 よる改正前の厚生年金特例法を含む）、及び子ど
 も・子育て支援法に基づき納付又は徴収に関する
 期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事
 業所又は事務所（健康保険法に基づく期限につ
 いては、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適
 用を受ける事業所又は事務所に限る）の事業主、
 当該地域に住所又は主たる事務所の所在地を有
 する船舶所有者（船員保険法第三條に規定する場
 合においては、同條の規定により船舶所有者の規
 定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の

所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附
 則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金、
 当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第
 四條の三第一項の規定による被保険者（同條第七
 項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限
 る。）、及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭
 和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に
 規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所
 若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する
 厚生年金特例法第二條第一項に規定する対象事業
 主又は当該地域に住所を有する同條第三項に規
 定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等
 に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申
 告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、
 当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主
 に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被
 害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に
 関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事
 業場の事業主若しくは平成三十年七月五日にお
 いて、労働保険事務組合であつて当該地域にその主
 たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事
 務組合」という。）に労働保険事務を委託している
 事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限
 が同日から同年十二月二十四日までの間に到来す
 るものについて、同月二十五日とする。
 平成三十年十月二十六日
 厚生労働大臣 根本 匠

都道府県名	地 域
岡山県	倉敷市真備町